

令和6年度 細井愛子奨学金 募集要項

1. 目的

東京家政大学及び東京家政大学短期大学部に在学中の学生で経済的理由により修学が困難な者に対して、在学中の経済的負担を軽減することを目的とします。

2. 給付金額

後期授業料から25万円を減免（※現金での支給ではありません。授業料引落の際に、減免された金額が引落されます。）

3. 採用人数

大学・短大で合計25名

4. 応募資格

次の(1)～(6)をすべて満たす者としてします。

- (1) 本学の1年次から4年次に在学する学生（留学生は除く）であること。
- (2) 家計支持者（父母または父母に代わって家計を支えている者）の前年の所得金額（父母共働きの場合は父母の合算額）が以下の金額であること。(*1)
 - ① **給与所得のみの世帯は、年間収入金額（税込）が500万円以下。**(*2)
 - ② **給与所得以外の世帯は、年間収入金額（税込）から必要経費（控除分）を差し引いた金額が350万円以下。**(*3)
- (3) 2年次以上の学生（3年次の編入生は除く）は、以下の成績基準をすべて満たすこと。
※1年次及び3年次の編入生は、入学試験の合格をもって成績基準を満たすものとする。
 - ① **前年度までの通算GPAが2.0以上であること。**
 - ② **修業年限で卒業できるよう標準的な単位数の修得がされていること。**（「標準的な単位数の修得」とは、卒業に必要な単位数を修業年限で除した数を一年度で修得すべき標準修得単位数として、前年度までの単位数が標準修得単位数に学年を乗じた数を上回っていることを指す）(*4)
- (4) **当該年度の履修登録を不備なく行っていること。**
- (5) **当該年度の前期分学費を納入していること。**
- (6) **高等教育の修学支援新制度を利用していないこと。**

※4月時点で対象外であっても、在学中に一度でも採用された場合は採用中とみなします。

※細井愛子奨学金奨学生に決定後、高等教育の修学支援新制度に採用決定した場合、返金が必要となります。

- **日本学生支援機構貸与奨学金、渡辺学園関係奨学金、その他奨学金（民間財団や地方自治体の奨学金、各種修学資金貸付等）を利用中または応募中であっても応募可能です。**
- 社会的養護を必要とする者（申込時点で次の施設等に入所または養育されている者。児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親）の応募は可能です。
- 本年度に採用された場合でも、次年度以降（就業年限中）の応募は可能です。

(*1) 同居している祖父母や兄弟姉妹の収入は、別生計であれば基準額には含みません。ただし、父母の収入では家計を維持できず、祖父母や兄弟姉妹からの援助がある場合には、援助の年額を加算した金額を基準とします。

(*2) 給与所得のみの世帯は、**2023年分の源泉徴収票「支払金額」欄に記載されている金額**を基準とします。

(※3) 給与所得以外の世帯は、**2023年分の確定申告書の申告書B「所得金額合計」欄に記載されている金額**を基準とします。

(※4) 標準的な単位数の修得は以下の単位数です。

2年生	児学、育支、初教、栄養、管理、服美、環教、表現、英コミ、心カ、教福、看護、子支、短大保育、短大栄養	1年次後期末時点で32単位以上を修得
	作業、理学	1年次後期末時点で33単位以上を修得
3年生	児学、育支、児教、栄養、管理、服美、環教、表現、英コミ、心カ、教福、看護、子支	2年次後期末時点で63単位以上を修得
	作業、理学	2年次後期末時点で64単位以上を修得
4年生	児学、育支、児教、栄養、服美、環教、表現、英コミ、心カ、教福、看護、子支	3年次後期末時点で94単位以上を修得
	管士、作業、理学	3年次後期末時点で95単位以上を修得

5. 提出書類

(1) 願書（指定様式）

- ・ 学生本人が黒または青のボールペンで記入してください。
- ・ 訂正する場合には、該当箇所^二に二重線を引いて、二重線に重なるように押印してください。
- ・ 「誓約および同意」欄は、学生本人・保証人が各自で署名・押印をしてください。
- ・ 朱肉を使う印鑑で押印してください。

<以下は不備扱いとなります>

学生本人ではなく保証人等が記入している場合／鉛筆・シャープペンシルや消せるボールペン等で記入している場合／修正液や修正テープ等を使用している場合／学生本人が保証人欄の署名・押印をしている場合／スタンプ印やゴム印等で押印している場合／記入事項に漏れがある場合

(2) 家計支持者（父母または父母に代わって家計を支えている者）の収入を証明する書類

- ① 学生本人と同一生計の家計支持者の収入を証明する書類の提出が必要です。
 - ・ 家計支持者が父と母・・・父と母の証明書類を提出
 - ・ 家計支持者が父母のいずれか・・・当該の父または母の証明書類を提出
 - ・ 父母がいない・・・代わって家計を支えている人の証明書類を提出
- ② 学生本人と父母（どちらか一方も含む）が別居している場合でも、生計が同じであれば、収入に関する証明書が必要です。
- ③ 無職（専業主婦（夫））や扶養されている場合でも、無収入であることの証明書類を提出する必要があります。
- ④ 父母がいる場合には、同一生計に父母以外に家計を支えている人（祖父母や兄弟姉妹等）がいても、その人の収入に関する証明書類は原則不要です。ただし、父母が低収入または無収入で生計を維持できず、他の者の援助を受けている場合には、援助金を加算して計上することとなりますので、その証明書類を提出する必要があります。

【家計支持者の収入を証明する書類一覧】

収入区分		証明書類	発行元	
1.	給与を受けている	2023年1月1日以前から同じ勤務先・雇用形態	「源泉徴収票」(コピー可)	
		2023年1月2日以降に就職または転職した	「年収証明書」 (2023年1年分 コピー不可) 給与明細書(直近3ヶ月分、コピー可、余白に賞与の有無・金額を記載すること)	
2.	自営業をしている	「税務署の受付印のある確定申告書(第一表と第二表)(控え)」のコピー ※確定申告をe-taxなどの電子申告により行った場合は、受付日時等が印字された「確定申告書」または「申告内容確認票」の第一表、第二表、もしくは申告書データを送信後メッセージボックスに格納される「受信通知」を印刷して添付してください。	勤務先	
3.	傷病手当金を受給中である	傷病手当金通知書(直近3ヶ月分、コピー可)	全国健康保険協会等	
4.	失業手当を受給中である	雇用保険受給資格者証のコピー	ハローワーク	
5.	年金を受給中である	年金振込通知書、年金額改定通知書、年金証書(コピー可)	日本年金機構等	
6.	生活保護を受給中である	生活保護決定(変更)通知書のコピー	市区町村社会福祉事務所	
7.	祖父母からの援助金や離婚後の養育費などを受けている	援助年額の証明(コピー不可)	援助者が作成	
		公正証書・調停証書等(コピー可)	公証役場・家庭裁判所	
8.	公的手当(児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、児童育成手当等)を受けている	申込時点での受給額が記載された通知書等(コピー可)	市区町村役場	
9.	無収入である	2023年1月1日以前から無収入	所得金額0円と記載のある所得証明書または所得金額0円と記載のある非課税証明書(コピー可)	
		2023年1月2日以降に退職・廃業等により無収入	離職票(コピー可)	ハローワーク
			退職証明書(コピー不可)	退職した勤務先
			廃業届受理証明(コピー可)	市区町村役場
10.	社会的養護を必要とする者	施設在籍証明書(コピー可)	在籍する施設	
		児童(里親)委託証明書(コピー可)	児童相談所	

※提出された証明書類は返却できません。原本の保管が必要な場合には、必ずコピーを提出してください。ただし、「年収証明書」「援助年額の証明」「退職証明書」はコピーではなく原本を提出してください。

(3) 特別控除に関する証明書類（該当者のみ）

- ・ 家族の中に障害のある人がいる。
提出書類 該当者の障害者手帳等のコピー
- ・ 主に家計を支えている人（父及び母またはこれに代わって家計を支える人）が単身赴任等で別居している。
提出書類 年間の実費を申告する書類（指定様式）
- ・ 家族に6ヶ月以上にわたり療養中の人または療養を必要とする人がいる。
提出書類 年間の実費を申告する書類（指定様式）
- ・ この1年間に火災・風水害または盗難などの被害を受けたことがあり、長期（2年以上）にわたって支出の増加または収入の減少がある（見込まれる）。
提出書類 被害を受けた証明書（罹災証明書等）、被害の実費を申告する書類（指定様式）

※ 各指定様式は、細井愛子奨学金 HP から印刷してください。年間の実費を証明する領収書のコピー添付が必要です。

6. 提出期限および提出先

提出期限：2024年6月28日（金） 16：00 厳守

提出先：学生支援課（板橋校舎）16号館1階
学務課（狭山校舎）1号館2階

- ※ いかなる理由があっても、期限以降に願書等を受け取ることはできません。
- ※ 願書を提出しても提出書類に不備がある場合には、選考の対象外となります。
- ※ 応募書類一式は、**窓口へ学生本人が提出**してください。

7. 採用結果

家計状況を優先して、学内の選考委員会にて選考を行います。**採用結果は9月上旬を目処に応募者全員へ個別に連絡します。**採用者には、保証人宛に通知文を郵送します。

8. 注意事項

- (1) 以下の場合、採用後でも奨学生資格を取り消され、減免額を返金する必要があります。
 - ①奨学金を辞退したとき ②願書に虚偽の記載が判明したとき ③休学、退学、または除籍になったとき
 - ④正当な理由なく出席常でなくなったとき ⑤東京家政大学・東京家政大学短期大学部学則により処分を受けたとき
 - ⑥高等教育の修学支援新制度に採用決定したとき
- (2) 採用者は、本年度の後期末に学修成果や生活状況等を記述した報告書を提出する必要があります。

9. 問い合わせ先

- 学生支援課（板橋校舎） 16号館1階
メールアドレス：syogakukin_itabashi@tokyo-kasei.ac.jp
- 学務課②窓口（狭山校舎） 1号館2階
メールアドレス：s-syogakukin@tokyo-kasei.ac.jp

※メールでの問い合わせには以下の内容を必ず入力してください。

件名：「細井愛子奨学金について」

本文：①学籍番号 ②学生氏名 ③学生携帯電話番号 ④問い合わせ内容